

## 都市計画法第 65 条第 1 項の規定に基づく建築許可申請について

狛江市内の都市計画法第 59 条の認可又は承認された都市計画道路や都市計画公園・緑地などの都市計画施設の区域内において建築物を建築しようとする方は、都市計画法第 65 条第 1 項の規定により、市長の許可を受ける必要があります。この許可を必要とする方は、以下のとおり申請をしてください。

なお、国や東京都等、狛江市以外の者が都市計画事業施行者となる都市計画施設の区域内で、建築物を建築しようとする方は、当該区域の都市計画事業施行者へ必ず事前相談を行ってください。

### 1. 申請先・問い合わせ先

狛江市都市建設部まちづくり推進課  
03-3430-1111（内線 2541～2543）

### 2. 必要書類

許可申請に必要な書類等は、以下の通りです。正本 1 部、副本 1 部、計 2 部を提出してください。審査後、結果通知とともに副本をお返しします。なお、狛江市以外の者が事業施行者となる都市計画施設の区域内において、建築物を建築する際の許可申請の場合には、正本 1 部、副本 2 部、計 3 部を提出してください。

(1) 都市計画法第 65 条許可申請書（第 1 号様式）

(2) 委任状

代理人による許可申請書の場合に必要です。

(3) 案内図

方位、申請区域（赤枠表示）、都市計画施設の事業区域を明示してください。

(4) 公図の写し 直近のものとし、申請敷地区域を明示してください。

(5) 建築物配置図 縮尺 1/200 以上

方位、申請敷地区域、建築物の位置、敷地に接する道路、都市計画施設等の計画線及び区域を必ず表示してください。

(6) 敷地、建築面積、延床面積の求積図・求積表

都市計画施設の事業区域を明示してください。

(7) 建築物の各階平面図 縮尺 1/200 以上

増改築行為の場合は、この部分がわかるものとしてください。

(8) 建築物の立面図 4 面以上 縮尺 1/200 以上

最高高さを表示するものとし、増改築行為の場合は、この部分がわかるように表示してください。

(9) 建築物の断面図 2 面以上 縮尺 1/200 以上

外かく環状道路区域内における許可申請に当たっては、地盤面からの基礎等の深さが分かるよう作図してください。

(10) 建築計画概要書 第一面から第三面

(11) その他参考となるべき事項を記載した図書等

### 3. 現地調査

審査をするうえで、職員が現地調査をすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

### 4. 標準処理期間

通常、1ヶ月以内（休日・祝日を含みません。）で処理します。